

国民健康保険税の概要について

令和 5 年 7 月 7 日作成

(1) 国民健康保険税の現状

国保世帯数 46,779 世帯 (R5.4.1 現在)
 被保険者数 68,398 人 (R5.4.1 現在)
 賦課方法 2 方式 (所得割額と均等割額の合算額で課税する方式)
 軽減状況 均等割 7 割・5 割・2 割軽減、未就学児の均等割軽減
 納 期 (普通徴収) 第 1 期から第 8 期 (年 8 回)
 (特別徴収) 偶数月に年金より天引き (年 6 回)

税率及び
課税限度額

	税率 (%)	均等割額 (円)	課税限度額 (円)
基礎課税分①	7.35	27,500	650,000
後期高齢者支援金等分②	2.40	9,400	200,000
介護納付金分③	2.00	12,300	170,000
合計 (①+②)	9.75	36,900	850,000
合計 (①+②+③) ※	11.75	49,200	1,020,000

※ 40~64 歳該当

(2) 国民健康保険税の算出方法

国民健康保険税は、「基礎課税分 (医療分)」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分 (40 歳から 64 歳の方が対象)」の 3 つの区分ごとに求めた課税額の合算額が年税額となります。

それぞれの区分は、本市では、課税年度の前年の所得に応じて課税となる「所得割額」と、一人当たり定額で課税となる「均等割額」の合計です。

世帯の加入者数が複数の場合、所得割額は、加入者ごとに計算した金額の合計額となり、均等割額は、加入者の人数分の額となります。

なお、区分ごとに、課税額が頭打ちとなる「課税限度額」が定められています。

○区分ごとの算出方法と課税限度額 (令和 5 度課税分 川越市税率・均等割額・限度額)

区分	所得割額	均等割額	課税限度額
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 7.35%	27,500 円	65 万円
後期高齢者支援金等分	(総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 2.40%	9,400 円	20 万円
介護納付金分 (40 歳から 64 歳)	(総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 2.00%	12,300 円	17 万円
合計 [40 歳から 64 歳以外 (介護分なし) の場合]		49,200 円 [36,900 円]	102 万円 [85 万円]

※前年の合計所得金額が 2,400 万円を超える方は基礎控除額が異なります。

○均等割の軽減制度

均等割額は、だれでも等しく課税となるのが原則ですが、世帯の所得に応じて、その 7 割、5 割及び 2 割が軽減となる制度が法定されています。

【均等割が軽減となる世帯の総所得金額】

軽減割合	世帯の総所得金額
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (29 万円 × 加入者等の数) 以下
2 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (53 万 5 千円 × 加入者等の数) 以下

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者 (給与収入 55 万円超) もしくは公的年金等に係る所得を有する者 (公的年金等の収入金額が、65 歳未満で 60 万円超または 65 歳以上で 125 万円超) の数の合計をいいます。

均等割の軽減による減収分は、全額が法定繰入である保険基盤安定繰入金で補てんされる。
 ・ 4 分の 3 相当額 (県の負担金)、4 分の 1 相当額 (市の負担)

○未就学児の均等割の軽減制度

子育て世帯の負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児 (6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者) の均等割額が 5 割減額となります。令和 4 年度の国民健康保険税から適用されています。

一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに 5 割減額することとなります。

(例) 均等割額の 7 割軽減が適用されている場合、残りの 3 割分の均等割額をさらに 5 割減額することとなります。(合計で 8.5 割の軽減となります)

均等割の軽減による減収分は、全額が法定繰入である未就学児均等割保険料で補てんされる。
 ・ 2 分の 1 相当額 (国の負担金)、4 分の 1 相当額 (県の負担金)、4 分の 1 相当額 (市の負担)

(3) 国民健康保険の用語

課税区分	基礎課税分	⇒ 加入者の医療保険分等を負担するもの
	後期高齢者支援金等分	⇒ 後期高齢者医療制度に係る医療費のうち、国民健康保険等の医療保険加入者 (現役世代) で負担するもの
	介護納付金分	⇒ 介護給付等に要する費用を 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者 (介護保険の第 2 号被保険者) で負担するもの
課税内容	所得割額	⇒ 課税年度の前年の所得に応じて課税となる税額で、加入者ごとに計算した金額の合計額
	均等割額	⇒ 一人あたり定額で課税となる税額で、加入者の人数分の額
	課税限度額	⇒ 国民健康保険加入世帯の所得割額及び均等割額を合算した課税額に対して設けている区分ごとの上限額